国立大学法人滋賀医科大学物品供給契約等基準

平成26年３月４日制定
令和３年４月26日改正

（目的）

第１条 国立大学法人滋賀医科大学において,物品の供給,役務提供請負,物品等の製造請負その他の契約（工事に関するものを除く，以下同じ）を結ぶ場合は，国立大学法人滋賀医科大学会計規程（平成 16 年４月１日制定）及び国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則（平成 16 年４月１日制定）その他の規程によるほか,この基準の定めるところによる。

（契約基準）

第２条 契約を結ぶ場合は,次に掲げるそれぞれの契約基準を内容とする契約を結ばなければならない

（1）物品の供給に関する契約を結ぶ場合は,別記第１号の物品供給契約基準

（2）役務提供に関する請負契約を結ぶ場合は,別記第２号の役務提供請負契約基準

（3）物品等の製造に関する請負契約を結ぶ場合は,別記第３号の製造請負契約基準

ただし,その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は,当該部分を除外することができる。

２　特別の事情がある場合には,前項に定めるもののほか,必要な事項について契約を結ぶことができる。

（署名）

第３条 前条の基準により記名し印を押す必要がある場合においては,外国人にあっては,署名をもってこれに代えることができる。

（準用）

第４条 国立大学法人滋賀医科大学における契約の約定事項については,この基準に定めるもののほか,文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令第 22 号）を準用するものとする。

（補則）

第５条 この基準に定めのない事項は,必要に応じて,国立大学法人滋賀医科大学が定める。

附　則

この基準は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この基準は，令和２年７月31日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附則

この基準は，令和３年４月26日から施行し，令和３年４月１日から適用する。